

夏季賞与交渉（3 回目）

会社発足以来、危機的状況！！

夏季賞与の支給は困難であると判断！

J R 四国労組は、6月2日、6月19日13時30分からの団体交渉に続き、急きよ6月19日17時30分より、申第19号「2020年度夏季賞与の要求について」及び申第20号「2020年度準組合員（契約社員）の夏季賞与の要求について」の団体交渉を開催した。

<主な交渉内容>

組合：これまでの交渉でも訴えてきたが、改めて組合員にとって夏季賞与は各種ローンの支払いをはじめ生活給の一部となっており、さらに月例賃金においても待命休職による減額がある中、夏季賞与に対する強い期待感があった。組合員の生活を守っていくための夏季賞与であると認識するが、どのように考えているのか。

また、国からの雇用調整助成金制度が拡充されたが、その支援制度を活用し、現在の休業補償を見直す考えはないのか。

会社：前回交渉の繰り返しとなるが、支給に向けて様々な状況を想定し検討したが、会社としても夏季賞与を支給できる状況にないところまで追い込まれていることを理解していただきたい。現在、会社を取り巻く環境は危機的状況であるが、この難局を乗り越え、安定した収入が得られるよう労使一体となって取り組んでいきたいと考えている。

待命休職における休業補償については、協約に関する事項であり賞与とは切り離して協議する必要があると考える。

組合：コロナの収束に向けては、労使一体となり取り組む必要があると考える。組合としても雇用の確保を第一義に今後も安全・安心輸送の確立、収入の確保に組織を挙げて取り組んでいくスタンスである。

会社：会社としても、コロナの収束が見通せない中、収入確保とあわせ業務運営の効率化など収支改善を図り、何としても会社を存続させ経営の立て直しに向け取り組んでいきたいと考えている。

持ち帰り検討した結果、会社の経営状況が極めて厳しいことは認識するものの、夏季賞与の支給に向けこれまで交渉を重ねてきた。その後も窓口を通じ粘り強く協議を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が激減し、さらに今後の見通しが立たないことなど現段階での会社の状況からすると、これ以上の前進は困難と判断し6月23日12時に妥結した。